

## 一般社団法人西条市SDGs推進協議会旅費規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会定款第41条の規定に基づき、一般社団法人西条市SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）における旅費の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 旅費支出に該当する者は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 協議会の業務のため自身の勤務する事務所を離れて旅行する協議会の職員及び理事（以下、「職員等」という）
- (2) 協議会の業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行する職員等以外の者であり、会長が旅費を支給することが妥当と認める者
- (3) その他会長が認める者

(旅費の計算)

第3条 旅費に関する事務は統括本部長が担当する。

2 旅費は次の各号により算出するものとする。ただし、算出において疑義が生じるときは、西条市職員等の旅費に関する条例及び関係規則を参考に算出する。

- (1) 交通手段は、原則として公共輸送機関を利用し、当該区間の運賃等で計算するものとする。ただし、旅行者から統括本部長に対し他の移動手段の利用を願い出た場合、統括本部長はその必要性を考慮し、旅費算出に要する移動手段を決定する。
- (2) 場所により、タクシー、ハイヤー若しくはレンタカー等を利用する場合、これに要する費用一切を支給する。また、乗船料、燃料費、有料道路通行料等が発生する場合は、その実費を支給する。ただし、交通事故時に発生する費用や反則金等の自動車を運転することによって発生する防ぎえた費用は使用者が負担するものとする。なお、本号に係る移動手段が計画若しくは予想される場合は、予め統括本部長に申告し、承認を得るものとする。また、この場合の旅費は事後清算とし、原則として必要区間の領収書を提出する。
- (3) 自家用車を利用した場合は、車賃として1キロメートルにつき37円を支給する。また、有料道路を走行する場合は通行料の実費を支給する。なお、自動車購入費や賃貸料、保険料、燃料費等の自動車を維持管理する費用、交通事故時に発生する費用や反則金等の自動車を運転することによって発生する防ぎえた費用は使用者が負担するものとする。
- (4) 社用車を使用した場合は、有料道路を走行する場合は通行料の実費を支給する。
- (5) 航空機を利用する場合は、エコノミーシートとし、現に支払った旅客運賃を支給する。

3 日当の額は、宿泊を伴う旅行の場合、1日につき1,100円の定額により支給する。

4 宿泊料の額は、1泊につき10,900円の定額により支給する。ただし、交通機関とホテル等が包括されたツアー商品を利用する場合、旅費は、ツアー料金、日当及び自宅最寄駅からツアー出発場所までの旅費を計上する。この場合、市内移動の場合は前2項の規定によるものとする。

- 5 本人の責に帰さない事象により、旅行が中止若しくは変更になった場合でキャンセル料及び追加料金が発生した場合は、その料金は協議会が負担する。この場合、旅行者は発生した事象を明らかとする文書と支払明細書を事務局長に提出し、会長の決裁を得るものとする。ただし、災害や感染症拡大等の社会的に認知される事情を理由とした旅行の中止は、本項に定める手続きを省略することができる。

(旅費の請求手続)

第4条 旅費(概算払及びその精算を含む。)の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを統括本部長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった旅行者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をし、その結果剰余金があった場合には、返納しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。